

大江川下流部公有水面埋立てに係る公聴会

日 時 令和 5 年 1 月 2 8 日（土）午後 1 時 3 0 分

場 所 大江破碎工場集会室（3 階）

（開 会 午後 1 時 3 0 分）

議長（谷口部長）

大変長らくお待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから大江川下流部公有水面埋立てに係る公聴会を開催いたします。

この公聴会は、名古屋市環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きの一環として行うものです。

私は、本日の公聴会の議長を務めさせていただきます名古屋市環境局地域環境対策部長の谷口でございます。よろしくお願いいたします。

また、事務局として地域環境対策部 環境影響評価及び化学物質担当主幹の川瀬が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本日の公聴会の運営方法の説明と、本日出席の陳述人の方、事業者の方のご紹介を、川瀬から行います。

以降、議事の進行につきましては、着座にて行わせていただきますので、ご了解賜りたいと存じます。

事務局（川瀬主幹）

それでは、本日の公聴会の運営につきましてご説明申し上げます。

まず、傍聴人の方へお願い申し上げます。

この公聴会は「大江川下流部公有水面埋立てに係る見解書」に対して、あらかじめ申し出のあった陳述人の方のご意見を伺うものでございますので、傍聴人の方が意見を述べたり、質問をしたりすることはできません。

公聴会開催中は静粛にいただき、携帯電話等の電源をお切りいただくかマナーモードに設定してください。

その他の注意事項につきましては、議事次第の「傍聴人の方へのお願い」に記載しておりますので、ご協力お願いします。

また、公聴会の記録を作成するため、録音及び写真撮影を行いますので、ご了承ください。

なお、災害時の避難経路につきましては、会場前方及び後方扉から避難していただくこととなりますが、係員の指示に従っていただきますようお願い申し上げます。

次に、陳述の方法について申し上げます。

初めに、陳述人の方から意見の陳述をしていただきます。

陳述時間は一人10分以内と定められておりますので、10分以内で陳述をお願いいたします。

次に、事業者の方はこの陳述に対して、見解を述べることができます。

見解を述べられる場合には、ここで若干の休憩時間をとらせていただき、休憩後、10分以内で見解を述べていただきます。

続いて、この事業者の見解に対して、陳述人の方から補足意見陳述のご希望があれば、若干の休憩時間をとらせていただき、休憩後、補足意見を述べていただきます。

補足意見の陳述時間は、一人5分以内と定められておりますので、5分以内で陳述をお願いします。

いずれの場合にも、所定の残り時間が1分になりましたら、ベルを1回鳴らします。（ベル音1回）

また、所定の時間が経過しましたら、ベルを2回鳴らしてお知らせしますので、ご協力をお願いします。（ベル音2回）

以上の手順で本日の公聴会を運営させていただきますので、よろしくご協力をお願いします。

次に、陳述人の紹介をさせていただきます。

陳述人の中川武夫様でございます。

続いて、事業者の紹介をさせていただきます。

名古屋市緑政土木局河川工務課課長 横井英二様、名古屋港管理組合企画調整室環境担当主幹 岡本玲理様、事業者は以上の2名でございます。

以上で、本日の運営方法の説明と陳述人及び事業者の紹介を終わります。

議長（谷口部長）

それでは、ただいまから陳述をお願いいたします。

陳述人の方は陳述席へ移動をお願いいたします。

それでは、中川武夫様、陳述をお願いいたします。

陳述人 中川武夫

陳述人の中川武夫と申します。よろしくお願いいたします。

本日の公聴会の意見陳述は、私一人ということです。多人数が公述されるのであれば10分間の時間制限はやむを得ないかと思いますが、また指摘事項が少なければやむを得ないですけれども、人数が少なければ、それなりに時間を延長することがあってもいいのではないかというふうに思っております。

陳述に入ります。

まず第一に、私は当該事業について反対するものではありません。ぜひ進めていただきたいと思っております。それを前提に、公的機関が事業を実施する上での環境影響評価であり、他の事業者の模範となる環境影響評価を実施することが求められるのは当然である

と考えています。しかるに今回の見解書を含めた事業者の対応は、公的機関による模範的な環境影響評価手続きとは言い難いと思っております。

まず第一に、この事業は10年、場合によってはそれ以上の期間を要します。したがって、工事による周辺への影響は長期にわたります。そうした視点からも現時点でしっかりと工事計画を立て、場合によっては今後開発される環境への負荷の少ない工法、機械などの出現があればそうした工法、機械の使用を積極的に行い、環境低減に努めることは公的機関としての当然の責務であると考えますが、そうした視点が大きく欠如しているのではないかと思わざるを得ません。

第2に、記述の誤りを修正したのは当然であるが、自ら誤りに気付かなかったのは、担当者としての誠意、委託業者の能力を疑われかねません。

第3に、見解書の段階に至っても、今後検討するとの回答が多く見られるが、慌てることなく、しっかりと検討して、その結果を改めて再見解書で明らかにすることが必要と思います。この見解書が住民が意見を出せる最後の機会なのですから、しっかりと明確な現時点でこうするという見解を示すべきであります。

第4に、さらに環境基準との関係での評価についても、名古屋市では環境目標値が定められているのであるから、当然それとの対比での評価がなされるべきであります。

第5に、また環境基準を達成しているからOKというのではなく、さらなる低減ができるのかできないのかを含めた評価が不可欠であります。

第6に、そのためにも建設機械については、低騒音型、排出ガス対策型の使用を宣言すべきであるのに、原則としてと、使用しない場合もあるような表現に終始しているのは問題として指摘せざるを得ない。今述べた4～5については、名古屋市の他の部局の環境影響評価では取り入れられてきているので、それすらしないというのは公的機関としての重大な問題であると指摘せざるを得ません。

審査会の先生方におかれましても、お忙しい中、極めて不十分な手当て、時間的な制約の中で審査をされていることには敬意を表しますが、必ずしも全体を網羅した十分な検討はなされているとは少し思えないというふうに私は思っております。

以上を踏まえて、時間の許す範囲で具体的な質疑をしたいと思っております。数が多いので、全指摘事項は環境影響評価の担当部局と事業者にお渡しするので、しっかりと検討をされることを求めます。また、評価書に追記するつもりなら、その都度その頻度、項目を見解で明らかに、公聴会での陳述に耐えられるように本来はすべきであると考えております。

まず第一に、以下のお話する内容では、最初に言うところは見解書のページ数であり、後ろのほうで述べるのは、準備書のページ数であります。

まず第一に、ページ3、事業計画検討の経過の疑惑。これは4ページに書いてあります。複数案有識者懇談会は何を議論していたのか、無駄な案まで提案して議論したのかには、とうとう答えませんでした。せめて事業費が非常に高い、初期段階では高額であるが、長

期的には経済的、これは8ページに書いてありますが、の根拠ぐらひは当然示すべきでないでしょうか。

次、5ページ、底泥の有害物質汚染状況に多くの疑問があります。

8ページです。準備書の17の図を指します。図番号修正は当然であるが、定期的な水質モニタリングの結果を出典とともに示すべきについては対応せず、方法書の繰り返しである。準備書で新たに工作物最下流護岸の配置及び延長の図を追加したことを明記し、この図の説明文と既設鋼矢板の深さを評価書本文に記載すべきであります。また最下部流域での不透水層位置を明記すべきであります。

次、P11、ボックスカルバートぐらひは工場製造で、16ページに書いてあります。ボックスカルバートについては、プレキャスト製品の検討をするというのが、工事工程の大きな変更であり、準備書の運搬車両数、頻度、建設機械の種類など、準備書と全く異なることになるため、今後検討では遅すぎます。これでは準備書の変更が必要となります。

次、13ページ、ジオテキスタイル敷設の説明が遅すぎます。18ページ。ジオテキスタイル敷設の専門用語は次ページの注で出てくるが、軟弱地盤対策というだけで水分は排出可能、溶出した有害物質は染み出してくるのがわかった。抑え込むヘドロ層から有害成分は出てこないのでしょうか。

13ページ、施工前、施工中、施工後に地下水質の確認場所、頻度は不十分、これは18ページです。との指摘に再検討しますとのことであるが、その結果の地下水の調査時期、場所、頻度についてどのように再検討するのか、それがなければ見解書とは言えず、公聴会での陳述もできません。

次、12ページです。有害物質を全て処理できるのか。これは19ページに書いてあります。埋立ての工事計画、地盤改良、有害物質排水処理施設を設置するの注4で、重金属はじめダイオキシン類などの有害物質を全て処理できる施設とあるが、そのような処理施設が存在するののかとの指摘に対して、詳細を評価書資料編へ掲載するとのことであるが、有害物質を全て処理できる施設はあるのか、施設の仕組み、構造などを示すべきである。下流部からはポンプアップまでするのか。配管はどうするのかと様々な疑問がある。見解書でもっと明確な説明が必要であります。

次、15ページ、エコチューブ袋の疑問、21ページです。有害物質の流出を防ぐための計画で、(ウ)袋詰め脱水処理工法の採用として、ヘドロ層を含む底質エコチューブ袋に収納し、施工区域内に仮置き脱水するというが、エコチューブ袋の材質、性能はどのようなものか。1袋の大きさはどれぐらひで、26万立米のヘドロ層のどれだけを取り出して処理するのか。脱水した水の処理はどうするのか。また、仮置き場の施工区域内で浸出水は有害物質排出処理施設で処理するのか、見解書では詳細を評価書資料編に記載するというだけ、これでは準備書の意味がない。何を言われても評価書に記載しますというのであれば、準備書は要らないということになる。

19ページ、工事車両の49カ月目だけが飛び抜けているので、平準化か削減をすべきであ

る。これは25ページです。

次、23ページ、工事関係車両の走行ルート、出入り口は方法書から変更したが、新しいルート3を活用し、運搬車両の再配分を行い、地元住民に説明して対応すること。準備書の25ページですね。この意見に対して、地元住民の意見も聞きながら最終的に行いますとの見解だが、まだ未定では準備書とは言えない。少なくとも評価書には最終結論に基づき予測をされたい。

27ページ、低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械を使用するのは原則ではない。必ず使うというふうにするべきであるというふうを考えます。

29ページです。発注仕様書にきちんと明記すべきだというふうに何度も申し上げております。

29ページ、自然環境の保全の配慮の確認方法。

これは30ページ、検討結果を本来準備書に記載すべきです。

31、東レの行政検査をダイオキシン類排水濃度が増加している。56ページです。詳細については時間の関係で割愛します。

33ページ、地盤(存在時)の影響を要因に追加すべし。準備書では123ページです。これも割愛します。

35ページ、土壌を抽出しない理由はこじつけ。これは123ページです。これも割愛します。

43ページ、NO_xの排出ガスの発電機などは排出ガス対策型があるになぜ使用しないのか。これは145ページです。ダンプトラックは排出ガス対策型建設機械があるのに、なぜ使用しないのか。

43ページ、SPMの排出ガス諸元の発動発電機などは排出ガス対策型があるのになぜ使用しないのか。見解では可能な限り、可能な限りとは何でしょうか。

59ページ、悪臭の予測は工事後ではなく工事期間中を、174ページです。

69ページ、騒音予測の機械配置は意図的である。179ページ。

64ページ、低騒音型建設機械の原単位での予測を、180ページです。

79ページで、騒音振動と大気とも同じ内容で、騒音大気との予測においては非対策型の原単位を使用しとあるが、そのような注意書きは予測条件や評価のどこにもなく、大気予測は当然備考にある2次対策型、3次対策型の原単位を用いると解釈していたが、違うということか。だからこそ騒音はA特性パワーレベルが90～111デシベルと出典に従った値が掲げてあるだけなのか。いかにも原単位が対策型になっているような表現は、（ベル音1回）住民をごまかすようなものである。最低限、原単位の表でしっかりとした注意書きをし、評価でも非対策型の原単位で予測した結果であることをきちんと明記すべきである。本来は、対策型という環境保全型を進んだ原単位で予測すべきである。

次、75ページ、騒音の環境保全措置に仮囲いを、195ページです。苦情があつて初めて仮囲いを含めるという姿勢では、事業者の姿勢を疑います。以下略です。

77ページ、都市高速道路沿いは騒音の環境基準を超えております。195ページです。詳細

は割愛します。

地盤改良区域での振動予測を追加すべき、198ページであります。

83ページ、建設振動の規制基準と規制基準値は異なる。（ベル音2回）時間が来たようですが、203ページ、これも割愛します。

87ページ、工事排水の放流基準値が、これは234ページ。

87ページ、境界線での地下水調査をすべきである。

89ページ、盛土高を低くする環境保全措置の再予測をすべきである。

P 91ですね。背景交通量が気象予測と異なります。もうちょっとだけよろしく願います。

P 93、安全性の環境保全措置は不十分であります。

あと、P 93、発生する廃棄物の再資源化。

P 95、重要な生物3種の調査、こういうものが不足しているということです。あと割愛します。

P 105、生態系の環境保全措置は移植・代替措置などをきちんとすべきであるということです。

時間の関係であと十数問残っておりますが、これは後で文書として提供し、ご検討を求めるということで終わりにしたいと思います。以上です。

議長（谷口部長）

ありがとうございました。

陳述人の方から意見を述べていただきました。

陳述人の方は、陳述人席へお戻りください。

事業者の方は、ただいまの陳述されました意見に対しまして、見解を述べていただくことができます。見解を述べられる場合は挙手をお願いいたします。

ただいま事業者の方から見解を述べたい旨の申し出がございましたので、見解をまとめていただくためにも、ここで10分程度の休憩をとらせていただきます。

現在時計のほうで、1時52分でございますので、ちょっと時間をとらせていただきまして、2時5分から再開したいと存じます。

では休憩をとりますのでよろしくお願いいたします。

（休 憩 午後 1時52分）

（再 開 午後 2時05分）

議長（谷口部長）

それでは皆様、お待たせいたしました。ただいまから公聴会を再開させていただきます。

事業者のうち、見解を述べる方は、陳述席へ移動をお願いいたします。

これから、事業者の方に見解を述べていただきますが、冒頭でもお願いしましたとおり、

10分以内にまとめて見解を述べていただきたいと思います。

それでは、事業者の方は見解の陳述をお願いいたします。

事業者(名古屋市緑政土木局 河川工務課課長 横井英二)

それでは、先ほどの意見に対する見解のほうを述べさせていただきたいと思います。

まず、事業計画検討の経緯についてでございます。見解といたしまして、掘削除去、埋立てともに事業目的を達成できる対策方法として考えられますが、掘削除去はP C B等を含む汚染土の処理が発生するため、埋立ての何倍もの費用が必要となります。一方で埋立ては、河川の暗渠化により、初期投資は高額になりますが、堤防の維持管理費の削減や、地震時の堤防損傷リスクの軽減及び公園整備により、土地利用が可能となると考えております。

二つ目、底泥の有害汚染物質、汚染状況についてでございます。見解といたしまして、最下流部で存在する鋼矢板は、深度T.P. マイナス13.1メートルであり、不透水層より深い位置まで設置されていると考えております。

次、ボックスカルバートの使用につきましてでございます。見解といたしまして、プレキャスト製品を使用できる箇所については、プレキャスト製品の使用についても今後検討を進めてまいります。

次、ジオテキスタイル下層からの有害物質の溶出についてでございます。見解といたしまして、水面の埋立てに伴う汚染水の溶出の可能性については、汚染土層内で水の動きがほとんどないことに加え、ヘドロ層の下層には不透水層があること、工事は大江川の流路と遮断してから、ヘドロ層の上層にある覆土層及びアスファルトマットの上に盛土を行うことから、汚染物質が上層及び下層の地下水及び大江川右岸へ溶出する可能性は極めて小さいと予測しております。さらに予測の確実性を補うために、定期的なモニタリングにより、有害物質の観測を行っていく予定でございます。

次、施工前、施工中、施工後の地下水質の確認場所、頻度についてでございます。見解といたしまして、地下水質のモニタリングにつきましては、汚染の拡散がないことを確認できるよう、調査地点や頻度等を見直しているところでございます。結果につきましては、評価書に記載していきます。

次、有害物質の処理についてでございます。有害物質排水処理施設の詳細につきましては、評価書資料編へ記載いたします。各施工箇所から配管を設置し、処理施設まではポンプ排水を行う予定でございます。

次、エコチューブ袋についてお答えいたします。見解について、脱水処理中にエコチューブ袋から生じる水については、水質を確認し、汚染がないことを確認した上で排水する予定です。排水基準を満足しない結果となった場合につきましては、有害物質排水処理施設を経由して排水する予定でございます。

次、低騒音、低振動型や、排出ガス対策型建設機械についてでございます。見解です。原則として対策型建設機械を用いる計画でございますが、施工機械の種類によっては、対

策型機械がない機種や、十分に普及していない機種もあるため、原則と記載にとどめております。

次、自然環境の保全の配慮の確認についてお答えいたします。見解です。埋立てに用いる土砂は、入手先や量、時期について関係機関と協議中でございます。また、海洋汚染、及び海上災害の防止に関する法律に定める基準に加え、土壤汚染対策法に定める基準に適合した土砂を用いますが、調査方法についても関係機関と協議の上、検討してまいります。

次、東レの行政検査についてお答えいたします。環境局の報告によりますと、2020年度は年間平均値0.21、2021年度は年間平均値0.13となっており、環境基準の値である1を下回っております。

次、地盤の影響要因についてでございます。見解、地盤の影響予測について、工事中を選択した理由は、影響要因が水面の埋立てのためです。一方で水面の埋立て、具体的には盛土による沈下、隆起の影響予測につきましては、予測対象期間を工事初期から盛土完成後20年間としており、影響は工事期間中のみを対象としておりません。準備書ではこの予測対象期間の説明が不足していたため、誤解を生じさせる内容となっております。評価書では予測期間が工事初期から盛土完成後20年間であることを明記いたします。

次、土壌を抽出しない理由はこじつけについてお答えいたします。見解です。準備書に記載のとおり、ヘドロ層を含む底質は有害物質を流出させないエコチューブ袋に収納し、地下に埋設するため、周辺土壌の汚染はないと考えております。また、地下水汚染についても、準備書に記載のとおり地域特性、事業特性などから工事による周辺への影響は極めて小さいと予測しております。

次、ダンプトラックは排出ガス対策型建設機械にすべきという質問にお答えします。見解です。ダンプトラックについては、排出ガス対策型の指定機種はあるものの、現時点では十分に普及されておらず、事業者の努力によっても調達不可能な場合も考えられることから、予測においては非対策型の原単位を使用しましたが、施工時においては施工業者と協議し、可能な限り排出ガス対策型の使用に務める計画でございます。

次、建設騒音の予測は埋立て工程ごとにとのご意見です。見解です。名古屋市の環境影響評価技術指針解説書によりますと、工事中的騒音の予測は、騒音影響がもっとも大きくなるとされる時期とされており、本予測は技術指針に即して行っております。また、同解説書によりますと、段階的に予測を行う場合は、工期、工区が区分され、それぞれの工事が間隔を置いて実施される場合とされており、本事業はこれに該当しないため、段階的な予測は行っておりません。

次、騒音予測の機器配置についてお答えいたします。見解です。名古屋市の環境影響評価技術指針解説書によりますと、工事中的騒音の予測は、騒音影響は先ほどと同じですね。はい、飛ばします。

低騒音型建設機械の原単位の予測についてお答えいたします。見解です。本事業では準備書の環境保全措置の記載のとおり、原則として対策型の機械を使用する計画ですが、予

測においては非対策型の原単位で計算を行っております。評価書においては非対策型の原単位を用いて計算したことを明記いたします。

次、騒音の環境保全措置についてお答えいたします。見解、堤防天端より高い位置で、盛土工事を実施する際には、上流左岸側の住居前面のパラペットの上に適切な高さの防音フェンスを設置する予定でございます。

次、都市高速沿いの騒音の環境基準についてです。見解、工事関係車両が走行するNo.4地点は、道路交通騒音に係る環境基準や道路交通振動に係る要請限度の値は下回るものの、もともとの交通量が少ない場所であることから、工事関係車両の走行による騒音振動の増加分が大きく、事業者として影響を低減するための配慮が必要と認識しております。具体的には急発進や急加速を避けることや、住居等生活関連施設の近くを走行する際は、徐行運転を行う等、静穏な走行に努めることを実施する予定でございます。

次、建設振動の規制基準と規制基準値は異なることについてでございます。作業時間、1日当たりの作業時間、作業期間、作業日などの基準を順守し、周辺への影響の低減に配慮してまいります。

次、境界線での地下水調査についてでございます。見解、汚染の拡散がないことが確認できるよう調査地点や頻度等を増やす方向で見直しております。

次、背景交通量が大气予測と異なるについてお答えいたします。見解、安全性の調査地点No.4、北側断面と大気質の予測地点であるNo.4地点の間には信号交差点が1つ、脇道には3本あるほか、大学施設への出入り口も複数あります。大気質の予測地点であるNo.4地点から北進すると脇道を挟んで一方通行になり、その後は堤防道路を東進するのみとなります。よって両地点間の交通量が大きく異なったものと考えております。

次、安全性の環境保全措置についてお答えいたします。準備書307ページに記載の図2-8-5(2)と、312ページのルート図を比較してごらんいただきますと、工事関係車両の走行ルートにはほとんどの区間で歩道が整備され、右左折行う交差点には信号機と横断歩道が設置されていることがわかると思います。(ベル音1回)これが安全施設のない場所には工事関係車両の出入り口や民地に直接侵入する場所であり、この場所への環境保全対策として、視認性を良好に保つことや、交通誘導員を配置する予定でございます。

次、予測結果は不十分、生態系の保全につきましてということで見解です。生態系に関する環境保全措置は、準備書418ページに記載のとおり、生息環境への影響の防止に留意した工事計画の策定、濁りの拡散抑制、排水の適切な水質処理を実施していく計画でございます。以上です。

議長(谷口部長)

ありがとうございました。

事業者の方から意見を述べていただきました。

事業者の方は、事業者席へお戻りください。

運営方法のご説明の際にも申し上げましたように、陳述人の方は、ただいまの事業者の

見解に対しまして、ご意見がございましたら、補足意見を述べていただくことができます。意見を述べられる場合は、挙手をお願いいたします。

補足意見の陳述の申し出がございました。陳述人の方は意見をまとめていただく時間が必要であれば休憩をとらせていただきますが。

陳述人 中川武夫

いや、要りません。

議長(谷口部長)

要りません、はいわかりました。それでは、公聴会をそのまま引き続き続けさせていただきます。

補足意見の陳述につきまして、陳述人の方から申し出がございましたので、今からその補足意見の陳述を行っていただきます。

陳述人の方は、陳述席へ移動をお願いいたします。

なお、補足意見の陳述は5分以内でお願いいたします。それでは中川武夫様、補足意見の陳述をお願いいたします。

陳述人 中川武夫

補足陳述を行います。今いろいろと事業者のほうから回答がございましたが、本来であればそういう意見は準備書、あるいは見解書にきちんと書くべきですよね。そういうのを書かないでにおいて、評価書で書きますというのは、やっぱりこれはアセスの精神を十分に守っているとは言い難いという自覚をお持ちいただきたいというふうに思います。そういう意味で評価書に書くのは当然であります。なぜ準備書に書かなかったのか。本来準備書や見解書に書くべきであったということをきちんと自覚して、公的な機関である事業者のアセスへの取り組みとして、もっと真剣に考えていただきたいというふうに思っております。

それから、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の機械が十分に普及していない。十分に普及していないというのも非常に曖昧です。そういうものがないものはやむを得ません。あるものについてはそれを使うんだと、そういう基本的な姿勢、十分に普及していないから集められないかもしれないと、そういう話ではなくて集めて環境負荷を減らした工事にするんだという、そういう姿勢が感じられないのはなぜでしょうか。ほかの名古屋市の事業ではそういうことを宣言している、そういう環境影響評価をやっているところがあります。じゃあそういうところはできて、なぜ緑政土木局や名古屋港管理組合はそれができないのでしょうか。認識が甘すぎるんじゃないのでしょうか。改めて強くその点について指摘しておきたいというふうに思います。

それから、先ほど時間がなくて指摘できなかったことを若干追加させていただきたいと思います。

111ページ、準備書439ページですね。温室効果ガスの予測方法に多くの疑問があります。大気と温室効果ガスで異なる発動発電機で予測するような初歩的な間違いは起こさないよ

うに、なぜそういうことが起きたんでしょうかね。

それから、見解書115ページの、低炭素都市なごや戦略実行目標の目標数値をきちんと守ると、これは準備書の118ページですが、低炭素都市なごや戦略実行計画の目標数値については、配慮書への意見に対する見解でご指摘のとおり、将来目標値を方法書に記載しましたとあります。これは525ページですね。1件1件を取り入れたかのようにありますが、方法書では削減率だけの文書が追加されただけであるため、方法書への意見、具体的目標値を記載すべきである。576ページへの見解では、本準備書に低炭素都市なごや戦略第二次実行計画の目標値を記載しました。準備書の118ページですね。やっと解決したのでこれは了解します。しかし2030年度に向けた新たな削減目標として、2013年度比で温室効果ガス排出量を27%削減することを目標としているとありますが、国の削減目標は5年ぶりに2030において温室効果ガスは2013年度比46%削減を目指すことに強化されております。このため名古屋市も目標値を変えざるを得ないわけですが、その点を踏まえた対応をすべきであります。愛知県はあいち地球温暖化防止戦略2030、2030をパブコメを実施した後、2022年12月に改定しています。名古屋市のこうした動きがないのかもしれませんが。多分あると思いますけれども、これをきちんとフォローするように求めたいと思います。

119ページ、建設機械の稼働ですね。NO₂、SPM、481ページですが、事後調査の調査場所は、施工区域内という曖昧なものではなく、大気汚染の事後調査と言いながら、建設機械配置と稼働状況を把握するというだけであり、三次対策型を使うということも、発注仕様書で指示するわけでもないため、どのような大気汚染状況になるかを含めないため、NO_xやSPMの最大濃度地点の濃度調査をすべきであるというふうに思います。

119ページ、建設機械の稼働騒音振動、482ページですね。方法書、準備書のとおり騒音振動事後調査を実施すると繰り返すだけであるが、意見で特殊地点では問題となるので工事工程別にそうした時期を適宜選定することと指摘したのです。アセスの技術指針に書いてあるからいいというのは逃げ口上に過ぎません。真面目に環境を保全する対応をしようとする意識がない。欠如していると言わざるを得ません。何でも技術指針に書いてあるからそれでいいんだという、そういう姿勢は許されないというふうに思います。

119ページ、工事中に発生する水質汚濁物質、482ページですが、事後調査の調査場所が事業予定地内西側の施工区域境界で濃度が最も高くなると予想される地点とあるが、それぞれの排水放流口で事後調査としても調査することも追加すべきであるというふうに考えます。また、調査時期は通常の調査の月1回に追加して、それぞれの排水口で常時連続すべきであるというふうに思います。

127ページ説明会資料は（ベル音1回）後出しじゃんけん、544ページですね。盛土の位置が周辺地盤と同じ高さであるということは、方法書に記載されていますとあるが、これは準備書P5にもある図であり、事業計画検討の経過の中の、対策工法の検討結果の一部であって、今回の事業実施の内容、準備書の13ページには含まれておりません。まして準備書290ページでは、計画地盤高は護岸背後の沈下許容値を満足しなかったことを受け、対

策工法として盛土高を低減したためであると、圧密沈下後の完成高は地点ごとにバラバラの高さとなっているし、工事時の盛土高はNo.7を例にすると、左岸工事は7.1メートル、現況護岸防波堤5.96に対して（ベル音2回）1.14メートルも堤防より高く盛り上げることになる。こうした結果になることを想定したイメージ図であったとは思われません。以上で終わります。

議長（谷口部長）

ありがとうございました。

陳述人の方から補足意見を述べていただきました。

陳述人の方は、陳述人席へお戻りください。

本日は皆さま方、円滑な公聴会の運営にご協力をいただき誠にありがとうございました。補足意見の陳述も終わりましたので、最後に事務局から公聴会の記録等についてお知らせいたします。

事務局（川瀬主幹）

本日の公聴会の記録につきましては、事務局において速やかに作成し、市役所等で閲覧できるようにするとともに、名古屋市の公式ウェブサイトにも掲載する予定です。

また、本日の記録を環境影響評価審査会に提出し、本事業に係る準備書の審査に役立てていただきたいと存じます。

議長（谷口部長）

本日の公聴会の議事は全て終了いたしました。これをもちまして公聴会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

（閉 会 午後 2 時 2 6 分）



公聴会の様子

2023年1月28日

大江川公有水面埋め立てにかかわる見解書についての公聴会公述原稿

中 川 武 夫

本日の公聴会の意見陳述は私一人ということです。多人数が公述されるのであれば、10分の時間制限は止むを得ないと思いますし、公述内容が少なければそれでもいいですが、人数が少なければそれなりに時間を延長することがあってもいいのではないかと。

1. 私は当該事業について反対するものではありません。
2. それを前提に、公的機関が事業を実施する上での環境影響評価であり、他の事業者の模範となる環境影響評価を実施することが求められるのは当然である。しかるに、今回の「見解書」を含めた事業者の対応は、「公的機関による模範的な環境影響評価手続き」とは言い難い。
 - ① この事業は10年、場合によってはそれ以上の期間を要する。したがって、工事による周辺への影響は長期にわたる。そうした点からも、現時点でしっかりとした工事計画を立て、場合によっては今後開発される環境への負荷の少ない工法、機械などの出現があれば、そうした工法、機器の使用を積極的に行い、環境低減に努めることは公的機関としての当然の責務であると考え、そうした視点が大きく欠如しているのではないかと思わざるを得ない。
 - ② 記述の誤りを修正したのは当然であるが、自ら誤りに気付かなかったのは担当者の誠意、委託業者の能力を疑われかねない。
 - ③ 見解書の段階に至っても、「今後検討する」との回答が多くみられるが、あわてることなく、しっかりと検討して、その結果を改めて再見解書で明らかにすることが必要と考える。この見解書が、住民が意見を出せる最後の機会なのであるから、しっかり明確な、現時点で「こうする」という見解を示すべきである。
 - ④ さらに、環境基準との関係での評価についても、名古屋市では環境目標値が定められているのであるから、当然それとの対比での評価なされるべきである。
 - ⑤ また、環境基準を達成しているからOKというのではなく、さらなる低減ができるのかできないのかを含めた評価が不可欠である。
 - ⑥ そのためにも建設機械については低騒音型、排出ガス対策型の使用を宣言すべきであるのに、「原則として」と使用しない場合もあるような表現に終始しているのは問題として指摘せざるを得ない。

上記④～⑤については、名古屋市の他の部局の環境影響評価では取り入れられてきているので、それすらしないのは公的機関として重大な問題であると指摘せざるを得ない。
3. 審査会の先生方も、お忙しい中、極めて不十分な手当で、時間的な制約の中で審査をされていることには敬意を表しますが、必ずしも全体を網羅した十分な検討がされているとは思えない。
4. 以上を踏まえ、時間の許す範囲で具体的な指摘をしたい。数が多くあるので、全指摘事項は環境影響評価の担当部局と事業者にお渡しするので、しっかりとした検討をされること

を望みたい。

以下具体的指摘項目（表題の先頭のページ数は見解書のページ数、表題の後は（準備書ページ数である。）

*p3 事業計画検討の経緯の疑惑（p4）

複数案有識者懇談会は何を議論していたのか、無駄な案まで提案して議論したのかには、とうとう答えなかった。せめて「事業費が非常に高い」、「初期投資は高額であるが長期的には経済的」p8の根拠ぐらいいは公表すべきである。

*p5 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問（p8）

図番号修正は当然であるが、定期的な水質モニタリングの結果を出典とともに示すべきについて対応せず、方法書の繰り返しである。

準備書で新たに「工作物（最下流護岸）の配置及び延長」の図を追加したことを明記し、この図の説明文（見解の文章）と既設鋼矢板の深さを評価書本文に記載すべき。また、最下流部での不透水層位置を明記すべきである。



*p11 ボックスカルバートぐらいいは工場製造で(p16)

ボックスカルバートについて、プレキャスト製品の検討もする、というが、工事工程の大きな変更であり、準備書の運搬車両数・頻度、建設機械の種類など、準備書と全く異なることになるため、今頃検討では遅すぎる。これでは準備書の変更が必要となる。

*p13 ジオテキスタイル敷設の説明が遅い(p18)

ジオテキスタイル敷設の専門用語は次頁の注で出てくるが、軟弱地盤対策というだけで、水分は排出可能＝溶出した有害物質はしみだしてくることが分かった。抑え込むヘドロ層から有害成分は滲出してこないのか。

*p 13 施工前・中・後に地下水質の確認場所、頻度は不十分(p18)

との指摘に「再検討します」とのことであるが、その結果の地下水質の調査時期、場所、頻度についてどのように「再度検討」するのか、それがなければ見解書とは言えず、公聴会での陳述もできない。

*p12 有害物質をすべて処理できる施設？(p19)

埋立の工事計画「地盤改良：有害物質排水処理施設（注4）を設置する。」の注4で「重金属はじめダイオキシン類などの有害物質をすべて処理できる施設」p19とあるが、そのような処理施設が存在するのか、との指摘に対し詳細を評価書資料編へ掲載するとのことであるが、有害物質をすべて処理できる施設はあるのか、施設の仕組み、構造などを示すべき、下流部からはポンプアップまでするのか、配管はどうするのか、と様々な疑問がある。見解書でもっと明快な説明が必要である。

***p15 排水処理後の水質確認は復活すべき(p19)**

準備書への意見がなければ、方法書を見捨てて濁水処理設備の水質確認は行なわないつもりだったのではないかと。それとも、すっかり忘れたのならその原因を明らかにすべきである。

また、評価書に追記するつもりなら、その頻度、項目を見解で明らかにし、公聴会での陳述に耐えられるようにすべきである。

***p 15 エコチューブ袋の疑問(p21)**

有害物質の流出を防ぐための計画で、「ウ」袋詰め脱水処理工法の採用」として、「ヘドロ層を含む底質…エコチューブ袋に収納し、施工区域内に仮置き、脱水する」というが、エコチューブ袋の材質、性能はどのようなものか。1袋の大きさはどれぐらいで、26万m³のヘドロ層のどれだけを取り出して処理するのか、脱水した水の処理はどうするのか。また、仮置きする施工区域内での浸出水は有害物質排水処理施設で処理するのか。

見解では、詳細を評価書資料編に記載するというだけ。これでは準備書の意味はない。何を言われても、評価書に記載しますというのでは、準備書は不要ということになる。

***p19 工事車両の49か月目だけが飛び出ているので平準化か削減を(p25)**

***p 23 工事関係車両の走行ルート・出入り口は、方法書から変更したが、新しいルート3を活用し、運搬車両の再配分を行い、地元住民に説明し、対応すること。(p25)**

この意見に対し、「地元住民の意見も聞きながら最終的にいきます。」との見解だが、まだ、未定では準備書とは言えない。少なくとも評価書には最終結論に基づき予測をされたい。

***p27 低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械を使用するのは原則ではない(p29)**

この意見に対し、「使用に努めます。」との見解だが、非適合車の使用だけは発注仕様書に使用しないことを明記するとある。低公害型建設機械についても、発注仕様書に明記すべきである。

***p29 自然環境の保全の配慮(埋立土砂は基準に適合)の確認方法を(p30)**

検討結果を準備書に記載すべきである。

***p 31 東レの行政検査を（ダイオキシン類排水濃度が増加している）(p56)**

方法書では、ダイオキシン類事業者測定結果が2018(H30)年度のものであり、東レ株式会社名古屋事業は0.090 pg-TEQ/lであったが、今回の準備書では、2020(R2)年度の東レ株式会社名古屋事業場は0.15 pg-TEQ/lと増加している p56。規制基準値10pg-TEQ/l以下を守れているとはいえ、その動向を注視し、名古屋市の行政検査で確認した結果を記載すべきである、への見解は「行政検査の対象とし、適切な指導」というが、その結果を求めている。

***p33 地盤（存在時）を影響要因に追加すべき(p123)**

工事中の地盤の予測・評価をしたというだけで、プレロード盛土・圧密沈下の期間も約5年程度の証明もしていない。大規模な建築物を設置こそしないが、それ以上の大規模な埋立てを行うため、供用時の予測・評価をすべしに答えるべきである。

***p 35 土壌を抽出しない理由はこじつけ(p123)**

環境影響評価の項目として抽出しなかった理由として、土壌は「工事中：公有水面の施工であり、陸地の掘削を行わない。」とあるが、エコチューブ袋で封じ込めたはずのヘドロからの浸出水で地下水汚染、それによる土壌汚染が心配されるため、環境影響評価の項目として抽出し、予測評価の対象とすべきである。

***p43 NOx の排出ガス諸元の発動発電機などは排出ガス対策型があるのになぜ使用しないのか。(p145)**

評価書で修正ではなく、見解書にも記載すべきである。

***p 43 ダンプトラックは排出ガス対策型建設機械がある(p145)**

***p43 SPM の排出ガス諸元の発動発電機などは排出ガス対策型があるのになぜ使用しない(p150)**

見解では「可能な限り使用に努める」とあるが、「可能な限り」とは何か。

*** 59 悪臭の予測は工事後ではなく工事期間中を(p174)**

***p65 騒音予測の機械配置は意図的(p179)**

***p64 低騒音型建設機械の原単位で予測を(p180)**

見解 p65 (見解 p79 で、騒音、振動、大気とも同内容) 騒音、大気ともに、「予測においては非対策型の原単位を使用し」とあるが、そのような注意書きは予測条件、評価のどこにもなく、大気予測は当然、備考にある 2 次対策型、3 次対策型の原単位を用いていると理解していたが、違うということか。だからこそ、騒音は、A 特性パワーレベルが 96~111dB(A)と出典に従った値が掲げてあるだけなのか。いかにも原単位が対策型になっているかのような表現 (p145 : NOx 原単位、P150 : SPM 原単位) は住民をごまかすようなものである。最低限、原単位の表でしっかり注意書きをし、評価でも非対策型の原単位で予測した結果であることを追加すべきであるし、本来は、対策型という環境保全対策を含んだ原単位で予測すべきである。

*** p 75 騒音の環境保全措置に仮囲いを(p195)**

苦情があつて初めて仮囲いの設置を含め対応するという姿勢では、事業者の姿勢を疑う。まして、プレロード盛土により、堤防より高い位置でブルドーザ等の整地作業があれば、回析効果もないまま騒音が振りまかれることになる。それぞれの騒音予測には問題があることは指摘したとおりであり、基準値を超える恐れがあるのに、事業者により実行可能な範囲内で回避・低減すると評価できるのか。

***p77 都市高速沿いは騒音の環境基準を超える(p195)**

No.4 は、市道で 2 車線のため、「特例の環境基準」ではなく、「道路に面する区域」の環境基準 (昼間 65dB 以下) が適用され、工事中予測値が 64.0dB で昼間の環境基準 65dB 以下であるとはいえ、工事車両大型車が 10 台/時も増加 (現況は 0~4 台/時) 資料 p96,97 するために、現況より 2 (1,7) dB も増加するため、十分な環境保全対策が必要である。それこそ、環境基準を超えないからいいというだけではなく、事業者により実行可能な範囲内で回避・低減するこ

とが必要である。

***p77 地盤改良区域での振動予測を追加すべき (p198)**

***p83 建設振動の規制基準と規制基準値は異なる(p203)**

基準値は単純に「敷地の境界線での値が 75dB を超えないこと」であるが、「特定建設作業に係る振動の基準」は、基準値はもちろん、作業時間、1 日当たりの作業時間、作業期間、作業日と 5 項目ある（資料 p40）。法・条例を守るのはあたりまえである。

基準値だけで評価するのは、環境影響評価の精神とも異なる。市の環境影響評価技術指針では、「評価に当たって…イ 国又は名古屋市等による環境保全施策との整合性に係る評価 はもちろんであるが、これは環境基準が定められていればいいが、規制基準しかない建設工事のような場合は、基準値ばかりでなく、作業時間、作業日などの基準を順守するのは当然である。との意見に対し、見解では訂正と言う言葉はないが実質的に訂正してお理了解する。なお、ア 環境影響の回避・低減及び環境の改善に係る評価を行い、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境への保全についての配慮が適正になされているかどうか、あるいはどのように改善されているかを評価する。」ことも含まれている。

***p 87 工事排水の放流基準値は？ (p234)**

方法書に対する意見『“水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編）…「建設工事における排水対策」に基づき、沈砂池等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水を行う予定”とあるが、この目安を使うということが配慮書には示されていない。今回の見解を方法書のどこかに記載すべきである。…事業者として可能な限りの対策をすべきである。』p560 に対する見解は、『（施工手順、排水処理方法は繰り返し。建設工事における排水対策の目安は「下水道処理区域以外」に適用するものから書かない。）』p561 であり、目安の浮遊物質濃度 200mg/l の放流水質では、大江川、地先海域に大きな汚濁を排出することになる。いくら定性的予測とはいえ、そもそも工事中の予測で濁水処理施設、有害物質排水処理施設からの水質、水量が、本文、資料編のどこにも示さずに、工事中の予測結果「工事期間中において、汚濁物質及び有害物質の拡散・流出する可能性は小さいと予測される」p234 が出るようでは環境影響評価とは言えない。

***p 87 境界線での地下水調査を(p272)**

見解で「地下水の調査時期および場所、頻度について、再度検討します。変更する場合には評価書に記載します。」とあるが、見解でその結果を記載すべきである。

***p 89 盛土高を低くする環境保全措置の再予測を(p294)**

見解にあるように、常識的な左岸側、右岸側同じ盛土高で予測し、その結果を示し、護岸背後の沈下許容値を満足しない状況を明らかにすべきである。そのうえで環境保全対策を検討し、「右岸側全区間の盛土高を最大 1.8m 低くする」をした再予測結果が表 2-7-4 であることを明記すべきである。

***p91 背景交通量が、大気予測と異なる(p313)**

見解は理解できない。安全性の予測区間 M は、交差点ではなく 1 断面であり、大気質の予測断面 N04 とほとんど同じで脇道もなく、交通量は同じはずである。

***p93 安全性の環境保全措置は不十分(p316)**

「走行ルートは、おおむねマウントアップ等により歩車道分離がなされています。」というが準備書 p307,308（交通安全施設等の状況）では逆のように見える。工事関係車両の走行ルート及び走行台数 p312 の図に、ルートごとの交通安全施設等の状況を追加すべきである。

また、マウントアップ等により歩車道分離がなされていないルートについては特別な環境保全対策を検討すべきである。

***p93 廃棄物の予測方法に廃棄物発生量の根拠を示すべき(p317)**

「アスファルトマットの発生量は工事計画より算出」とあるが、除去するアスファルトマットは最大の廃棄物発生量であり、内部にガラス繊維が含まれており分別が難しいため、まず、発生量の予測根拠を明確にすべきである。工事計画をみても、除去するアスファルトマットの位置、面積は示されていないし、アスファルトマット 1m² が何トンになるかの実験、文献もない。約 2000 トンと想定した内訳を示すべきである。

また、アスファルトマットに付着するヘドロの除去など廃棄物を少しでも少なくする具体的な努力をすべきとの意見に対応した見解を記載すべきである。

***p 93 発生する廃棄物の再資源化や処理の方法を記載すべき(p317)**

***p 95 重要な陸生植物 3 種の調査、が不十分(p343)**

***p 97 重要な陸生動物（ケリ、コアジサシ）(p395)、*p97 重要な陸生動物（ミサゴ）(p396)、**

***p97 重要な陸生動物（ニホンスッポン）の予測が不十分(p397)**

***p 88 重要な水生動物（魚介類 6 種）の工事中予測が不十分(p398)**

***p101 重要な水生動物（魚介類 2 種）の存在時予測が不十分(p402)**

***p 105 生態系の環境保全措置は移植・代替策などを(p418)**

見解は、意見に答えていない。「各章において記載した内容を総括し」というだけでは、生態系の環境保全措置とはならない。全国的な実例を参考に、独自の移植・代替策などを検討すべきである。

***p111 温室効果ガス等の予測手法に多くに疑問(p439)**

大気と温室効果ガスで異なる発動発電機で予測するような初歩的な間違いは起こさないように、今後も注意すること。

***p115 低炭素都市なごや戦略実行計画の目標数値を(p118)**

低炭素都市なごや戦略実行計画の目標数値については、配慮書への意見に対する見解で『ご指摘のとおり...将来目標値を...方法書に記載しました。』 p525 とあり、一見意見を取り入れたかのようにあるが、方法書では削減率だけの文章が追加されただけであるため、方法書への意見『...具体的目標数値を記載すべきである。』 p576 への見解では「本準備書に、「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」の目標数値を記載しました。（準備書 p118）」 p577 とやっと解決したので了解する。

しかし、「2030 年度に向けた新たな削減目標として、2013 年度比で温室効果ガス排出量を

27%削減...1,172 万 t/年にすることを目標としている。」 p118 とあるが、国の削減目標は 5 年ぶりに「2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、（2021 年 10 月 22 日閣議決定）」と強化された。このため、名古屋市の目標も変えざるを得ないのではないか、その動きを記載すべきである。との意見に対し「令和 4 年に入手可能な情報」としているが、愛知県は、あいち地球温暖化防止戦略 2030 をパブコメを実施した後、2022 年 12 月に改定している。こうした動きは名古屋市にはないのか。

***p 119 建設機械の稼働（NO₂, SPM）(p481)**

事後調査の調査場所は「施工区域内」というあいまいなものではなく、大気汚染の事後調査といいながら、建設機械配置と稼働状況を把握するというだけであり、3 次対策型を使うということも、発注仕様書で指示するわけでもないため、どのような大気汚染状態になるかも不明なため、NO_x、SPM の最大濃度地点の濃度調査をすべきである。

***p 119 建設機械の稼働騒音・振動(p482)**

方法書・準備書のとおり騒音・振動事後調査を実施すると繰り返すだけであるが、意見で特殊地点では問題となるので、工事工程別にそうした時期を適宜選定することと指摘したのだから、なぜそうしないのかの理由を示すべきである。

***p 119 工事中に発生する水質汚濁物質(p482)**

事後調査の調査場所が「事業予定地西側の施工区域境界で…濃度が最も高くなると予測される地点」 p482 とあるが、それぞれの排水放流口で、事後調査としても調査することも追加すべきである。

また、調査時期は通常の調査の月 1 回に追加して、それぞれの排水放流口で常時連続をすべきである。このような不十分な見解は修正すべきである。

***p 127 説明会資料は後出しじゃんけん(p545)**

「盛土の位置が周辺地盤と同じ高さであるということは、方法書 p5…記載されています。」とあるが、これは準備書 p5 にもある図であり、「事業計画検討の経緯」の中の「対策工法の検討結果」の一部であり、今回の「対象事業の内容」（準備書 p13～）には含まれていない。

まして、準備書 p290 では計画地盤高は「護岸背後の沈下許容値を満足しなかったことを受け、対策工法として盛土高を低減したためである。」と、圧密沈下後の完成高は、地点ごとにばらばらの高さとなっているし、工事時の盛土高は No7 を例にすると、左岸側工事時は 7.1m、現況護岸堤防高 5.96m に対し、1.14m も堤防より高く盛り上げることになる。こうした結果になることを想定したイメージ図だったのか。

以 上